

○大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領

制 定 平 28. 3. 31 決裁

最近改正 平 29. 3. 6 決裁

1 趣旨

この要領は、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出務出来ない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化など、近年の水災害防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえて、水防団が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力をすることを目的に、水防法（以下、「法」という。）に基づき、水防協力団体の指定に関し必要な事項を定めるものである。

2 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる者を有し、次項に規定する業務を確実かつ適正に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次の業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所管下にある水防団が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 水防団が行う水防上必要な巡視、警戒、その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及、及び啓発を行うこと

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 水防協力団体の申請方法（法第36条第1項・第3項関係）

(1) 水防協力団体の要件を満たす者で、大和川右岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（大阪市長）に「大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定申請書」（様式1）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式2）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（様式任意）を添えて、2部提出する。

(2) 水防協力団体の住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更する場合も同様とする。（様式任意）

5 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

(1) 水防管理者（大阪市長）は前項の申請があれば、業務を適正かつ確実に遂行出来ると認める場合は、水防協力団体として指定することが出来る。

(2) 水防協力団体に指定したときは、当該団体に「大和川右岸水防事務組合水防協力団体認定書」（様式3）を交付するとともに、当該団体の名称、住所、事務所所在地を公示する。

(3) 当該団体の名称、住所、事務所の所在地の変更があったときは当該届け出にかかる事項を公示する。

6 その他

(1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂する。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、管理者が別に定める。

附則：この要領は、平成28年3月31日から施行する。

様式 1

大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定申請書

平成 年 月 日

大和川右岸水防事務組合

管理者大阪市長

様

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

⑩

水防法第 36 条第 1 項及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第 4 に基づき、大和川右岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」を添えて申請します。

様式2 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の大和川右岸水防事務組合の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の□に✓印を記入してください。

(その他を選択した場合は()内に記入してください)

1. 水防団が行う水防活動への協力

(1) 水害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援

(例) 土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への後方支援

(2) 水害時における住民の避難誘導への支援

(例) 避難に向けた声かけ、注意報、警報等の掲示

(3) その他

(例) 水害時の堤防、防潮堤等の監視(見える範囲での堤防、防潮堤の状況、鉄扉の閉鎖状況の報告を含む)

[]

2. 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

(例) 土及び土のう袋の提供、資材運搬用車両の提供

[]

3. 水防に関する情報の収集及びその提供や広報活動

(1) 日常、水害時における河川管理施設、許可工作物、水防事務組合が設置する量水標等の安全性の点検や巡視

(例) 量水標の設置状況確認(正しい位置にあるのか、明確に表示が確認できるか)

河川管理施設の例 水門、鉄扉

許可工作物の例 水防倉庫

(2) その他

(例) 水防団員・水防協力団体募集にかかる広報業務。ポスターの掲示、HPリンクの貼り付け

[]

4. 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

(例) 訓練や出前講習会等開催時における意見聴取

地域の町会や女性会等開催時における水防意識の調査

大学等で取り扱われる水防に関する調査・研究

[]

5. 講習会等における水防に関する知識の普及及び啓発

(1) 実体験等に基づき、実施する水防知識に関する講習における支援業務

(例) 水防団が行う出前講座や職業体験等における支援業務

講習会場等の提供

(2) その他

(例) 水防経験者の知識の活用による水防業務支援
ジュニア水防団の育成

[]

6. 水防意識を高めるための各種行事等の開催や参加

(例) 水防団等が開催する水防演習への参加

[]

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

様式 3

大和川右岸水防事務組合水防協力団体認定書

年 月 日

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

様

大和川右岸水防事務組合

管理者 大阪市長

水防法第 36 条第 1 項及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を大和川右岸水防事務組合水防協力団体に指定します。